

所得税関係

海外勤務者の課税上の留意点

1 はじめに

コロナ禍が収束して約2年半が経ち、人・モノ・金の動きはより活発化、多様化している。そのような中で、今や身近になった海外勤務について、課税関係を整理してみることにする。

2 居住者と非居住者

所得税法では、国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上居所を有する個人を「居住者」と規定し、居住者以外の個人を「非居住者」と規定している。

非居住者については、国内源泉所得のみが課税対象となり、国内に恒久的施設を有する場合には、申告納税方式を原則とし、その他の場合には、原則として源泉徴収のみで課税関係が完結する。

3 短期滞在者免税制度（いわゆる「183日ルール」）

給与等勤務先から得られる報酬に対する課税は、報酬がどこの国から支払われていても、勤務を行った国（源泉地国）に第一次課税権がある。ただ出張等の度に勤務を行った国で納税義務が生じるのでは、実務上煩雑であり、国際間の経済活動や人的交流の阻害になってしまう。

そこで各国では租税条約を結び、短期滞在者免税（183日ルール）の制度を設け、出先国での滞在日数が年間183日を超えないなど一定の要件を満たす場合には、出先国での課税を免除

する手当がなされている。183日の数え方については、暦年か、任意の12か月かなど、租税条約によって違いがあるので注意を要する。

183日ルールの範囲から外れた場合には、滞在の初日に遡って、出先国において課税が行われる。日本との二重課税が生じた場合には、確定申告において外国税額控除を行い還付することになる。

4 海外で勤務する法人の役員などに対する課税

日本国内の法人に勤務している給与所得者が、1年以上の予定で海外の支店などに転勤等する場合、一般的には国内に住所を有しない者と推定され、所得税法上は非居住者となる。

非居住者が受け取る給与は、日本にある本社から支払われていても、勤務地が国外であれば、原則として日本における所得税は課税されない。

ただし、海外勤務者であっても、内国法人（本店又は主たる事務所が日本国内にある法人）の役員として受けける給与は、国内源泉所得に該当し、支払を受ける際に所得税20.42%の源泉徴収がされる。

なお、内国法人の役員であっても、例えばパリ支店の支店長などのように、内国法人の使用人として常時海外において勤務する場合には、その勤務に対して支払われる給与については、

源泉徴収は行われない。

5 出国時の年末調整

非居住者となる場合には、その年1月1日から出先日までに支払いを受けた給与について、出先時に年末調整が必要となる。扶養控除、配偶者控除等の人的控除は出先時の現況によって判断し、社会保険料控除、生命保険料控除等は居住者であった期間に支払った金額を基に計算し控除を行う。

ただし住宅ローン控除は、毎年12月31日まで引き続きその住居に居住している場合に適用されるため、原則として出先年以降は適用がされない。

6 おわりに

海外勤務の際に自宅を賃貸等する場合には、給与所得以外の所得が生じてくる。納税管理人の選任・届出など様々な手続きも必要になる。

出先準備から帰国後まで、日本と海外双方の税務上のルールに対応する必要があるので注意を要する。

右山研究グループ
税理士 奥田 よし子